

履修モデル

研究者をめざす院生のための履修モデル（例：民法の場合）

一例として、民法の研究者をめざす場合、専攻する民法学に関連する諸科目を中心に学び、外国法に関する諸科目、研究指導に関する科目を学ぶことによって、専攻科目に関する詳細かつ深い知識を身に付けるとともに、比較法的に幅広い知識を身に付け、修士論文の執筆を通じて、自ら研究を深めることのできる方法論の基本を体得し、修了後は、さらに次の段階として、博士後期課程に進学し、大学の教員をめざす人のための履修モデルです。

●：選択科目 ●：選択必修科目 ●：必修科目

専修分野	授業科目
民法学	<ul style="list-style-type: none"> ● 民法Ⅰ（総則） ● 民法Ⅱ（債権総論） ● 民法Ⅲ（債権各論） ● 民法Ⅳ（物権） ● 民法Ⅴ（親族） ● 民法Ⅵ（相続）
民事手続法学	<ul style="list-style-type: none"> ● 民事手続法Ⅰ（民事訴訟法）
社会法学	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働法Ⅰ（個別的労働関係法） ● 労働法Ⅱ（集団的労働関係法）
関連分野	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国法Ⅰ（英米法）【英語】 ● 外国法Ⅱ（大陸法）【ドイツ語】 ● 外国法Ⅱ（大陸法）【フランス語】
	<ul style="list-style-type: none"> ● 私法研究指導Ⅰ ● 私法研究指導Ⅱ

※履修モデルはあくまでも一例です。

※カリキュラムは変更となる場合があります。

※記載された科目のみでは修了要件を満たしていない場合があります。履修の際は、カリキュラム表などで確認のうえ、履修をしてください。

税理士をめざす院生のための履修モデル

租税法およびそれに直接関連する特別科目に関する諸科目を中心に学び、あわせて、行政法の一般理論や企業法などを幅広く学ぶことを通じて、税法に関する理論的な理解と、実務においても通用する実践的な知識を深く、かつ幅広く身につけ、さらに会計に関する勉学を積み重ねることにより（既に会計に関する大学院を修了し、科目免除を受けている場合などを除く）、最終的には税理士試験に合格し、税理士となることをめざす人のための履修モデルです。

●：選択科目 ●：選択必修科目 ●：必修科目

専修分野	授業科目
行政法学	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政法Ⅰ（一般理論） ● 行政法Ⅱ（行政作用法）
租税法	<ul style="list-style-type: none"> ● 租税法Ⅰ（総論） ● 租税法Ⅱ（租税争訟法・手続法） ● 租税法Ⅲ（所得税） ● 租税法Ⅳ（法人税） ● 租税法Ⅴ（相続税） ● 租税法Ⅵ（消費税）

専修分野	授業科目
民法学	● 民法Ⅰ（総論）
企業法学	● 企業法Ⅰ（企業組織法） ● 企業法Ⅲ（企業取引法）
	● 公法研究指導Ⅰ ● 公法研究指導Ⅱ

※履修モデルはあくまでも一例です。

※カリキュラムは変更となる場合があります。

※記載された科目のみでは修了要件を満たしていない場合があります。履修の際は、カリキュラム表などで確認のうえ、履修をしてください。

自己の経験に照らし合わせつつ思索を深めることをめざす院生のための履修モデル

一例として、基礎法を中心にしようとする場合、法に関する歴史的な考察を学ぶとともに、法の原理的な考察および社会現象的な考察を学び、さらに、外国法に関する諸科目、研究指導に関する科目を学ぶことによって、法に関する一般的な原理に対する理解を身に付けるとともに、比較法的に幅広い知識を身に付けつつ、修士論文の執筆を通じて、自己の経験を基礎とした、深い思索ができるようになることをめざす、社会人のための履修モデルです

●：選択科目 ●：選択必修科目 ●：必修科目

専修分野	授業科目
憲法学	● 憲法Ⅳ（比較憲法）
法哲学	● 法哲学Ⅰ（法理論） ● 法哲学Ⅱ（正義論） ● 法社会学Ⅰ（総論） ● 法社会学Ⅱ（各論）
法制史学	● 法制史Ⅰ（日本法制史） ● 法制史Ⅱ（日本法制史史料解題） ● 法制史Ⅲ（西洋法制史） ● 法制史Ⅳ（西洋法制史史料解題）
関連分野	● 外国法Ⅰ（英米法）【英語】 ● 外国法Ⅱ（大陸法）【ドイツ語】 ● 基礎法特別（東洋法史論）
	● 基礎法学研究指導Ⅰ ● 基礎法学研究指導Ⅱ

※履修モデルはあくまでも一例です。

※カリキュラムは変更となる場合があります。

※記載された科目のみでは修了要件を満たしていない場合があります。履修の際は、カリキュラム表などで確認のうえ、履修をしてください。